

令和6年度

「IT導入支援アドバイザー派遣」支援対象企業

**【募集要項】**

令和6年2月

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

## 「令和6年度IT導入支援アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

### 1 概要

#### (1) 目的

本事業は、広島広域都市圏（※1）内の自動車関連企業（※2）及びものづくり企業（※3）が抱える問題点の洗い出し、課題抽出から課題解決に役立つIT導入の検討に取り組むことで、各企業の業務効率化による生産性の向上や省エネルギー化の促進等を図ることを目的としています。

については、生産性の向上や省エネルギー化の促進等のためにIT導入に取り組むことに意欲のある企業を募集します。

#### （※1）広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

#### （※2）自動車関連企業

自動車メーカーやサプライヤーと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある企業

#### （※3）従業員規模20人から300人程度の企業を想定

#### (2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社程度）とします。

（うち自動車関連企業6社程度）

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有するIT導入を検討している自動車関連企業及びものづくり企業

イ 法人又はその役員が次の(7)から(9)のいずれにも該当しないもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(8) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業はITを導入して生産性の向上に取り組む企業を募集しています。

現場改善など多面的に生産性の向上に取り組む企業については、本市が別途募集しています「多面的企業力向上研修会」への参加をご検討ください。

また、本事業の対象者は、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

### (3) 支援内容

支援対象企業にITと経営について専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し（平均8回程度訪問）、企業の現状分析、課題抽出、課題解決のためのITの提案及び助言などを行います。

具体的な支援内容は次のとおりです。

#### ア 企業の課題解決に資する個別訪問等による助言・指導等

- ① 企業の現状分析
- ② 企業の抱える課題の抽出
- ③ 課題解決のためのITの検討
- ④ 課題解決のためのITの仕様書の提案
- ⑤ 補助制度の活用の助言などIT導入に関する支援
- ⑥ ITの定着化に向けた運用に関する支援

#### イ 人材育成計画の作成

アにより取り組むこととなった課題解決に主体性をもって取り組む企業風土を醸成するための支援として、当該課題の解決に取り組む組織または担当者1名程度を対象とした人材育成計画を作成します。

### (4) 支援の実施方法

ITと経営についての専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

### (5) 費用

アドバイザーによる支援は無料です。

ただし、アドバイザーからの助言等を受けて導入するIT（ソフトウェア、ハードウェア等）の経費については自己負担となります。

### (6) 報告会への参加

支援対象企業全ての個別支援完了後、本事業の報告会を原則外部公開形式にて開催します。支援対象企業から本事業での取組内容や成果を報告していただきますので、あらかじめご了承ください。

## 2 申込の手続き

参加申込書を、以下の申込先に提出してください。

### 【注意事項】

- ※ 書類の返却はいたしかねます。
- ※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

### 【 申 込 先 】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所経済観光局産業振興部ものづくり支援課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：[monozukuri@city.hiroshima.lg.jp](mailto:monozukuri@city.hiroshima.lg.jp)

受付期限：募集企業数（10社）になり次第締め切り

## 3 支援対象企業の決定

申込書を受理後、適宜企業訪問を行い、令和6年度4月以降に支援対象企業を決定します。

応募多数の場合、申込順で決定します。ただし、応募のあった企業の主たる事業所の所在地が特定の市町に集中した場合や応募のあった企業の課題の内容が本事業の委託先において支援できない場合は、調整する場合があります。

本公募は、令和6年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和6年度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：[monozukuri@city.hiroshima.lg.jp](mailto:monozukuri@city.hiroshima.lg.jp)